

第5次いちかわハートフルプラン（案）への意見募集結果について

市川市 福祉部 障がい者支援課

1 実施期間

令和5年12月5日（火）～令和6年1月11日（木） 38日間

2 ご意見を提出していただいた方の人数及び件数

- ① インターネット 4名・17件
- ② 障がい者支援課受付 0名・0件
- ③ 郵便 0名・0件
- ④ FAX 0名・0件
- ⑤ その他 0名・0件

3 ご意見への市の対応

- ① ご意見を踏まえて、案の修正をするもの 1件
- ② 今後の参考にするもの 15件
- ③ ご意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済みであるもの 0件
- ④ その他（本案そのものに対するご意見でないもの等） 1件

4 ご意見の概要と市の考え方

次のページ以降を参照。

第5次いちかわハートフルプラン（市川市障害者計画・第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画）（案）に係る提出意見について

番号	意見の概要	市の考え方	意見への対応
1	<p>失語症会話パートナーは任意事業と位置付けているが、失語症者向け意思疎通支援事業は必須事業となる。意思疎通支援事業の枠で、手話通訳者や要約筆記者と同等の枠で失語症会話パートナーを派遣してほしい。</p> <p>また、当事者の症状やニーズ、支援者の質を鑑みたコーディネーターの役割を検討してほしい。</p>	<p>失語等のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対する意思疎通支援事業は、必須事業となることから、障害福祉計画の記載内容を修正いたしました。</p> <p>失語症会話パートナーの派遣及びコーディネーターの役割検討については、今後の事業の参考とさせていただきます。</p>	案の修正
2	<p>2E 教育やギフテッド教育を専門に行うような施設を設置してほしい。</p> <p>指定の教室以外で不登校児の居場所を設置し、公表してほしい。</p> <p>小中学校の通常級において、勉学や生活面で苦難となっているが支援を受けられていない者に対し、行政の権限で支援を受けられるようにしてほしい。</p>	<p>今後の事業の参考とさせていただきます。</p>	今後の参考
3	<p>様々な年代の当事者の言葉を集めた冊子を市役所や図書館などで配布してほしい。</p>	<p>今後の事業の参考とさせていただきます。</p>	今後の参考
4	<p>2E の教育を検討してほしい。</p>	<p>今後の事業の参考とさせていただきます。</p>	今後の参考
5	<p>成人後に発達障害と診断された方への支援をしてほしい。</p>	<p>今後の事業の参考とさせていただきます。</p>	今後の参考
6	<p>費用が未記載で、費用対効果の検討がない。</p>	<p>計画の推進のための各事業について、適切な予算執行となるよう留意して事業を行ってまいります。また、市川市社</p>	今後の参考

		会福祉審議会において、事業実績や事業実施による成果等の検証・評価を行っていきます。	
7	SDGs、自助、公助、障がいのある人もない人も、などといった言葉を並べても問題は解決しない。	こうした理念や将来像を実現できるように、計画を推進してまいります。	今後の参考
8	福祉職が特に芸術文化に詳しいわけではない。補助金を出す必要はない。芸術文化への冒涇。	今後の参考とさせていただきます。	今後の参考
9	事業者には不相応に高い報酬が出ており、補助金を出すのは公費の無駄遣いである。補助事業に最適化する事業者がいると、その他の事業者を圧迫してしまう。障害者を食い物にしている。	適切な補助となるよう留意して予算を執行してまいります。	今後の参考
10	障害福祉サービス事業は事業者のためのものであり、障がい者や高齢者の役にはほぼ立っていない。	今後の参考とさせていただきます。	今後の参考
11	社会福祉法人には溜め込んだお金がある。人材育成を支援する必要はない。	今後の参考とさせていただきます。	今後の参考
12	相談には意味がなく、物理的に介護するといったこと以外は基本無価値である。相談で何か解決するとは思えず、大半が茶番である。基幹相談支援センターも必要ない。	今後の参考とさせていただきます。	今後の参考
13	地域活動支援センターは利用者が少ない。税金の無駄遣いである。	利用者は多くありませんが、障害福祉サービスとは別の重要な社会資源となるため、適切な予算執行に留意してまいりたいと思います。	今後の参考
14	成年後見人の利用料補填というのは、要するにビジネス後見人の小遣いである。	今後の参考とさせていただきます。	今後の参考
15	グループホームでは何も改善しない。科学的根拠があるのか。	グループホームは、障がいのある方の住み慣れた地域に	今後の参考

		おける生活の場として今後も重要と言われております。日中サービス支援型グループホームについては、自立支援協議会により助言等を行ってまいります。	
16	市川市自立支援協議会にも事業者が入っており、囲い込んだ利用者を補助金で作ったグループホームに入れて多重搾取につながっている。	今後の参考とさせていただきます。	今後の参考
17	33 ページの④には就労移行支援利用者の数が書かれていないなど、分母となる数が書かれていない。就労後の報酬を考慮した項目も書かれていない。	市町村障害福祉計画の成果目標については、厚生労働省の基本指針に即した項目を記載させていただいております。	その他

修正前	修正後																																																																								
<p>第3章 障害者総合支援法に係るサービス等（略）</p> <p>第4節 地域生活支援事業の整備（略）</p> <p>第6項 意思疎通支援事業（必須事業）</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>○聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の社会的自立となる意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">具体的なサービス</th> <th style="text-align: center;">サービスの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要約筆記者設置事業</td> <td>要約筆記者を市役所に設置して、市役所内での要約支援等を行うことにより、事務手続等の利便を図ります。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">-152/196-</p> <p>(2) 事業の実施に関する考え方（略）</p> <p>(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">見込量</th> <th rowspan="2">単位</th> </tr> <tr> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話通訳者派遣事業</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td>延利用人/年</td> </tr> <tr> <td>要約筆記者派遣事業</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td>実利用人/年</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者等設置事業</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>設置人数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">-153/196-</p>	具体的なサービス	サービスの内容	(略)		要約筆記者設置事業	要約筆記者を市役所に設置して、市役所内での要約支援等を行うことにより、事務手続等の利便を図ります。	—	—		見込量			単位	6年度	7年度	8年度	手話通訳者派遣事業	1,200	1,200	1,200	延利用人/年	要約筆記者派遣事業	150	150	150	実利用人/年	手話通訳者等設置事業	3	3	3	設置人数	—	—	—	—	—	<p>第3章 障害者総合支援法に係るサービス等（略）</p> <p>第4節 地域生活支援事業の整備（略）</p> <p>第6項 意思疎通支援事業（必須事業）</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>○聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の社会的自立となる意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">具体的なサービス</th> <th style="text-align: center;">サービスの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要約筆記者設置事業</td> <td>要約筆記者を市役所に設置して、市役所内での要約支援等を行うことにより、事務手続等の利便を図ります。</td> </tr> <tr> <td><u>失語症会話パートナー派遣事業</u></td> <td><u>言語障がいにより意思疎通に支障のある失語症者の社会参加の促進を図るため、失語症会話パートナーを失語症者に派遣します。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 事業の実施に関する考え方（略）</p> <p>(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">見込量</th> <th rowspan="2">単位</th> </tr> <tr> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話通訳者派遣事業</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td>延利用人/年</td> </tr> <tr> <td>要約筆記者派遣事業</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td>実利用人/年</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者等設置事業</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>設置人数</td> </tr> <tr> <td><u>失語症会話パートナー派遣事業</u></td> <td style="text-align: center;"><u>120</u></td> <td style="text-align: center;"><u>120</u></td> <td style="text-align: center;"><u>120</u></td> <td>延利用人/年</td> </tr> </tbody> </table>	具体的なサービス	サービスの内容	(略)		要約筆記者設置事業	要約筆記者を市役所に設置して、市役所内での要約支援等を行うことにより、事務手続等の利便を図ります。	<u>失語症会話パートナー派遣事業</u>	<u>言語障がいにより意思疎通に支障のある失語症者の社会参加の促進を図るため、失語症会話パートナーを失語症者に派遣します。</u>		見込量			単位	6年度	7年度	8年度	手話通訳者派遣事業	1,200	1,200	1,200	延利用人/年	要約筆記者派遣事業	150	150	150	実利用人/年	手話通訳者等設置事業	3	3	3	設置人数	<u>失語症会話パートナー派遣事業</u>	<u>120</u>	<u>120</u>	<u>120</u>	延利用人/年
具体的なサービス	サービスの内容																																																																								
(略)																																																																									
要約筆記者設置事業	要約筆記者を市役所に設置して、市役所内での要約支援等を行うことにより、事務手続等の利便を図ります。																																																																								
—	—																																																																								
	見込量			単位																																																																					
	6年度	7年度	8年度																																																																						
手話通訳者派遣事業	1,200	1,200	1,200	延利用人/年																																																																					
要約筆記者派遣事業	150	150	150	実利用人/年																																																																					
手話通訳者等設置事業	3	3	3	設置人数																																																																					
—	—	—	—	—																																																																					
具体的なサービス	サービスの内容																																																																								
(略)																																																																									
要約筆記者設置事業	要約筆記者を市役所に設置して、市役所内での要約支援等を行うことにより、事務手続等の利便を図ります。																																																																								
<u>失語症会話パートナー派遣事業</u>	<u>言語障がいにより意思疎通に支障のある失語症者の社会参加の促進を図るため、失語症会話パートナーを失語症者に派遣します。</u>																																																																								
	見込量			単位																																																																					
	6年度	7年度	8年度																																																																						
手話通訳者派遣事業	1,200	1,200	1,200	延利用人/年																																																																					
要約筆記者派遣事業	150	150	150	実利用人/年																																																																					
手話通訳者等設置事業	3	3	3	設置人数																																																																					
<u>失語症会話パートナー派遣事業</u>	<u>120</u>	<u>120</u>	<u>120</u>	延利用人/年																																																																					

修正前			修正後		
第 11 項 市が自主的に取り組む事業（任意事業）			第 11 項 市が自主的に取り組む事業（任意事業）		
事業名		実施内容	事業名		実施内容
(略)			(略)		
社会参加促進事業	<u>失語症会話パートナー派遣事業</u>	<u>言語障がいにより意思疎通に支障のある失語症者の社会参加の促進を図るため、失語症会話パートナーを失語症者に派遣します。</u>	社会参加促進事業	—	—
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者等の交流、余暇活動の質の向上などに資するレクリエーション活動などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。		スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者等の交流、余暇活動の質の向上などに資するレクリエーション活動などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。
	(略)			(略)	
-160/196-					